

### 3. 受験対象者についての留意点

次の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法第69条の2に定める登録を受けることができませんのでご注意ください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

#### 【申込内容に虚偽があった場合】

受験の申し込みにあたって虚偽または不正の事実が発覚した場合は、関係機関等に報告するとともに、試験日前であれば受験を認めず、合格者においては合格を取り消します。

# 「別記」施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

番号	種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）	規定する法令・通知等	条項
1	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第11項
			指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	第175条第1項第1号
2	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第21項
			指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	第110条第1項第1号
3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第22項
			指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	第131号第1項第2号
4	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第27項
			指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）	第2条第1項第2号
5	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第28項
			介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）	第2条第1項第4号
6	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条の2第9項
			指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	第231条第1項第1号
7	計画相談支援	相談支援専門員	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）	第5条第18項
			障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）	第3条
8	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第6条の2の2第7項
			児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）	第3条
9	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会援護局長通知）	別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア

別記  
受験対象者（受験資格）  
1